

南国市住宅等耐震改修費補助金交付要綱新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(補助対象事業)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の補助対象者が行う事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 木造住宅耐震改修工事 木造住宅耐震診断の結果に基づき木造住宅耐震改修設計を行った既存木造住宅（明らかな法律違反がないもの又は当該木造住宅耐震改修工事に伴い法律違反を是正するものに限る。）の耐震改修の工事で、次のいずれかに該当するもの。<u>ただし、ウにあつては、木造住宅耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された既存木造住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果、評点が0.7未満と診断された住宅に係るものに限る。</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 1階改修型 <u>段階的な耐震改修として1階を改修するもので、認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の1階部分の評点が1.0以上となるもの</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(補助金額の算定)</p> <p>第6条 補助金の額の算定は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 木造住宅耐震改修工事又は非木造住宅耐震改修工事（以下「住宅耐震改修工事」という。） 1戸当たりの住宅耐震改修工事に要した費用の額とする。<u>ただし、100万円</u></p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の補助対象者が行う事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 木造住宅耐震改修工事 木造住宅耐震診断の結果に基づき木造住宅耐震改修設計を行った既存木造住宅（明らかな法律違反がないもの又は当該木造住宅耐震改修工事に伴い法律違反を是正するものに限る。）の耐震改修の工事で、次のいずれかに該当するもの。<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 1階改修型 <u>1階のみ</u> <u>_____</u>改修するもので、認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の1階部分の評点が1.0以上となるもの</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(補助金額の算定)</p> <p>第6条 補助金の額の算定は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 木造住宅耐震改修工事又は非木造住宅耐震改修工事（以下「住宅耐震改修工事」という。） 1戸当たりの住宅耐震改修工事に要した費用の額とする。<u>ただし、160万円（補助対象者が</u></p>

.....  
.....  
.....  
.....を限度とする。  
（新設）  
（新設）

（3） 略  
2～4 略  
（市内登録工務店で施工を行った場合の補助金の額の特例）

第7条 補助対象者が住宅耐震改修工事に係る工事の契約を次の各号のいずれかに該当する登録工務店と締結し、工事を施工した場合は、1戸当たりの補助金の額の限度は、前条第1項第2号に規定する額に5万円を加えたものとする。

（1） 南国市内に本店を有する法人  
（2） 南国市内に住所を有する個人事業主  
（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により南国市に住所を有する個人事業主とする。）

（補助金の交付額）

第8条 補助金の額は、補助対象事業の区分ごとに、第6条及び前条の規定により算定した額を交付するものとする。

住宅耐震改修工事に係る工事の契約を次のいずれかに該当する登録工務店と締結し、工事を施工した場合は、165万円）を限度とする。

ア 南国市内に本店を有する法人  
イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により南国市に住所を有する個人事業主

（3） 略  
2～4 略

第7条 削除

（補助金の交付額）

第8条 補助金の額は、補助対象事業の区分ごとに、第6条\_\_\_\_\_の規定により算定した額を交付するものとする。